

## 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金及び就園奨励費補助金の過払いについて

平成 30 年度分の標記補助金の審査過程において、過年度（平成 26 年度から 29 年度）において一部の世帯への補助金の交付に過払いが生じていることが判明しましたので報告します。

### 【対象となる補助金】

1. 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金
2. 就園奨励費補助金

### 【過払いの発生原因】

標記補助金については、住宅借入金等特別税額控除など各種税額控除前の市民税所得割額を補助金額決定の算定基準としています。

平成 25 年度において、連携システムの変更に伴い、補助金算定システムの改修を行った際、住宅借入金等特別税額控除等の控除後の市民税所得割額を補助金額算出基準とする誤った仕様としてしまったため、補助金の交付に過払いが生じたものです。

### 【過払い世帯数及び金額】

162 世帯（延べ対象園児数 239 人） 14,934,100 円

### 【過払い世帯への対応】

過払い世帯に対し、電話にて過払い発生のお詫びと経緯を説明し、過払い金の返還のお願いをいたします。電話連絡後、お詫びとともに返金方法等の説明のため、個別訪問させていただく予定です。

### 【システムの対応】

システム会社とともに直ちに改善措置を行い、補助金の算定基準を税額控除前の市民税所得割額とする正しい仕様に改修しています。このため、平成 30 年度の補助金交付分につきましては、適切に対応しております。